⑸　工期　契約締結の翌日～平成25年８月31日
⑹　使用する主要な資機材
鋼材：約1,000ｔ
⑺から⑮までについては第１号⑺から⑮までに同じ。
⑯　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合で、次の事項に該当する場合は、構成員全てに入札説明書４．⑸に定める技術者とは別に、４．⑸に定める要件と同一の要件（入札説明書４．⑸②なお書に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を専任で現場に配置することとする。
・九州地方整備局の発注した鋼橋上部工事のうち、平成19年４月１日以降に完成した工事がある場合、工事成績評定通知書の評定点の平均が74点未満の場合。
⑰から⑱までについては第１号⑰から⑱までに同じ。
⑲　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、鋼橋上部及び鋼製橋脚溶接部の品質確保の観点から、工場製作における完全溶け込み溶接継手部の検査に対して、請負者の費用により、全数非破壊検査を実施するものとし、更に、請負者による全数非破壊検査が終了（合格）した溶接継手部に対して、発注者の費用により、監督職員等の立会の下、第三者検査機関による非破壊検査（超音波探傷検査）を実施する。
⑳から㉒については第１号⑲から㉑までに同じ。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」平成24年２月17日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から福岡208号塩塚川橋上部工工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。
⑴については第１号⑴①に同じ。
⑵　九州地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶については第１号⑴③に同じ。
⑷　平成９年度以降に、元請けとして次に掲げる㋐～㋒の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。但し、㋐～㋒は同一工事とする。
㋐　道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁形式が鋼連続箱桁橋で、最大支間長が65m以上であること。
㋒　架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）以外の工法であること。
ただし、共同企業体にあっては、すべての構成員が上記同種工事の施工実績を有すること。
なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。
①　１・２級土木施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第15条第２号または、第７条第２号に掲げる者であること。
②　平成９年度以降に、上記⑷に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
ただし、共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。
なお、当該実績が地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
③については第１号⑵③に同じ。
⑹については第１号⑴⑥に同じ。
⑺については第１号⑴⑦に同じ。
⑻については第１号⑴⑧に同じ。
⑼については第１号⑴⑨に同じ。
３　総合評価に関する事項等
⑴から㋑②までについては第１号⑴から㋑②までに同じ。
③　評価項目及び得点配分　評価項目（①～⑧）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑧における評価点の合計点を加算点とする。
○評価項目及び評価項目毎の配点（合計90点）
◆施工体制（施工体制評価点）
①　品質確保の実効性：15点（３段階評価）
②　施工体制確保の確実性：15点（３段階評価）
◆工事目的物の性能・機能に関する事項
③　品質の向上
③－１
・溶接継手部の疲労耐久性向上（疲労強度向上値）：18点（19段階評価）
③－２
・溶接継手部の内・外部きずに関する品質向上：10点（11段階評価）
◆社会的要請に関する事項
④　環境の維持
・河川内作業における水質汚濁対策：２点（３段階評価）
⑤　特別な安全対策
⑤－１
・桁架設時における桁送り出し、降下時の落下に対する安全対策：８点（５段階評価）
⑤－２
・桁架設時におけるベント設備及びクレーンの転倒に対する安全対策：６点（５段階評価）
◆総合的なコストに関する事項及び施工計画
⑥　出来形管理基準の向上
・橋梁架設の出来形管理基準の向上（そり）：８点（９段階評価）
⑦　施工上配慮すべき事項
・架設計画の安全性を確保する照査体制：３点（３段階評価）
⑧　契約後ＶＥにつながる基本的な考え方
・契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなくコスト縮減が可能となる技術提案につながる基本的な考え方：５点（６段階評価）
㋒から⑷までについては第１号㋒から⑷までに同じ。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号福岡第二合同庁舎　九州地方整備局総務部契約課契約第一係　電話092―471―6331㈹（内線2527）
⑵から⑸①までについては第１号⑵から⑸①までに同じ。
②　開札の日時及び場所
平成23年５月15日13時30分
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号福岡第二合同庁舎　九州地方整備局総務部契約課入札室
⑹については第１号⑹に同じ
５　その他
⑴から⑮までは第１号⑴から⑮までに同じ。
６　Summary
⑴ and ⑵　is the same above notice No. 1
⑶　Subject matter of the contract : Construction work for establishment of The Shiotukagawa bridge route 208 in Fukuoka Prefecture
⑷ and ⑸　is the same above notice No. 1
⑹　Contact point for tender documentation : The Contract Division, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, 812―0013, Japan, TEL 092 (471) 6331 EX. 2527